

2020年5月7日号

## 電子的手段を活用した取締役会の運営

弁護士 西村 修一 / 青野 雅朗

### はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、在宅勤務体制へ移行する会社が増えています。政府は、関係団体や事業者に対し、オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすことなどの協力を要請するなどしています。業種によっては、又はインフラ面の課題から、対応に苦慮している事業者も少なくないと思いますが、対応が可能な会社においては、間接部門を中心に、在宅勤務体制への移行がより一層進められているものと思われます。

これに伴い、これまで書面の作成・署名（記名押印）・書面による通知等、書面ベースで運用してきた業務について、これらに代えて、電子ファイルでの作成・電子署名・電子メール等による通知等、電子的手段での運用へ切り替えることを迫られる会社や、そうでなくてもこれを機に切り替えを検討する会社も多いでしょう。

そこで、本ニュースレターでは、監査役設置会社である取締役会設置会社における取締役会の場면을例にとり、関連する論点にも適宜触れながら、上記のような電子的手段に関する会社法等の規律について、概観します<sup>1</sup>。

### 取締役会の開催

#### 1. 招集

取締役会を招集するためには、原則として、取締役会の日の1週間前（定款で短縮可能）までに、招集権者が各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならないとされています（会社法 368 条 1 項）。

会社法上、この通知の方式については特に定められていません。したがって、株主総会の招集通知と異なり（同法 299 条 2 項 2 号参照）<sup>2</sup>、取締役会の招集通知は書面でする必要はなく、電子メールや口頭ですることも認められます。ただし、定款又は取締役会規程等で、特に招集通知の方法について定められていないかどうかについては確認が必要です。

また、取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができます（会社法 368 条 2 項）<sup>3</sup>。会社法上、この同意を得る方式については特に定められておらず、電子メールやその他の方法によることもできます。この規律に基づき、あらかじめ取締役及び監査役の前員が同意して定めた定例日に、定例の場所で取締役会を開催する場合には、その都度の招集手続は不要であると解されています。もっとも、例えば、一定の会議室を取締役会の開催場所として取締役会を開催するという従前の開催方法から、後記「2. 開催」に記載しているように、議長の所在する場所を開催場所として、全ての取締役及び監査役が自宅等から取締役

<sup>1</sup> 本ニュースレターは、2020年5月6日時点の法令その他情報に基づいています。

<sup>2</sup> 株主総会の招集通知も、個別の株主の承諾を得れば、書面に代えて、電子メールを含む電磁的方法ですることができます（会社法 299 条 3 項）。

<sup>3</sup> さらに、必要な招集手続をとらなかった場合であっても、全ての取締役及び監査役が取締役会に出席し、同意したときは、いわゆる全員出席取締役会として取締役会を適法に開催することができるものと解されています。

会に参加するという開催方法に切り替える際には、従前とは開催場所が異なることとなることから、参加方法等を含め通知をするか、招集手続を経ないことにつき改めて全員の同意を得ることとなると考えられます。なお、将来の一切の取締役会について招集手続を省略するというような同意は許されないと解されています。

## 2. 開催

従前より、取締役会をテレビ会議で行う場合には、「取締役間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」が確保されていることが必要とされています<sup>4</sup>。在宅勤務によりオンラインツールを利用した Web 会議も急速に普及しつつありますが、Web 会議の場合もテレビ会議の場合と同様、情報伝達の即時性及び双方向性が求められます。在宅勤務の広まりとともにインターネットの通信量が急増しているため、取締役会の開催中に通信環境が不安定になることも想定されます。取締役会の開催中にネットワークの接続に障害が生じていずれかの取締役に音声・画像が伝わらない状況になっていた場合には、取締役会の適法性に疑義が生じることになるため、そのような事態に備え予め電話回線を利用した参加方法を準備しておき、ネットワークの接続不良により Web 会議での参加が困難になった場合には電話会議で参加するよう取締役に伝達しておくことも考えられるでしょう。

なお、従前はテレビ会議又は電話会議の方法により取締役会を開催する場合でも、少なくとも取締役の一部は会社の会議室等で参加することを前提にその会議室を開催場所とすることが多かったと思われませんが、在宅勤務体制下では、全ての取締役が自宅等から参加することも多いでしょう。この場合には、議長の所在する場所を開催場所とすることが考えられます。

## 3. 取締役会の開催の省略

取締役会を開催することに代えて、いわゆるみなし決議等の方法により取締役会の開催を省略することもできます。

すなわち、取締役会の決議事項については、定款にその旨の定めがある場合には、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をし、当該提案につき議決に加わることができる取締役全員が同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされます（会社法 370 条）。この同意の意思表示は、書面のみならず、電子メールを含む電磁的方法で行うことができます（同条）。

また、取締役会への報告事項についても、取締役等が取締役及び監査役的全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、取締役会への報告を省略することができます（会社法 372 条 1 項）。ただし、代表取締役等は 3 か月に一回以上自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならないとされており（同法 363 条 2 項）、この報告を省略することはできません（同法 372 条 2 項）。もっとも、この報告についても、全て口頭でしなければならないわけではなく、報告事項をまとめた資料を書面や電子ファイル等で配布し、当該資料を利用して、口頭での報告は簡潔に済ませるとすることはできると考えられます。

## 取締役会議事録等（書面と電磁的記録）

### 1. 取締役会議事録の作成

取締役会の議事については、議事録を作成しなければなりません（会社法 369 条 3 項）。議事録は、書面のみならず、電磁的記録をもって作成することができます（同条 4 項、会社法施行規則 101 条 2 項）。議事録を電磁的記

<sup>4</sup> 法務省平成 8 年 4 月 19 日付「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」。なお、電話会議方式の場合については、平成 14 年 12 月 18 日民商第 3045 号民事局商事課長通知において、電話会議システムにより出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることが確認できるような電話会議の方法であれば可能であることが明らかにされています。

録をもって作成するときは、取締役会に出席した取締役・監査役は、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をする必要があります（同法 369 条 4 項、会社法施行規則 225 条 1 項 6 号）。

なお、いわゆるみなし決議等により取締役会の開催を省略した場合（会社法 370 条、372 条 1 項）であっても、議事録を作成しなければなりません（会社法施行規則 101 条 4 項）。もっとも、この場合には、取締役会に出席した取締役・監査役はいないため、会社法上、議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする必要はありません<sup>5</sup>。

### (1) 電磁的記録

ここで、会社法上の「電磁的記録」の概念について、簡単に整理しておきます。会社法上、「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう」とされています（同法 26 条 2 項）。そして、同項による委任を受けて、法務省令においては、上記「法務省令で定めるもの」は、「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに情報を記録したものとす」とされています（会社法施行規則 224 条）。

磁気ディスクが例示されていますが、「その他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」には、IC カード、CD-ROM、DVD-ROM、ハードディスク等も含まれます。なお、先述した、取締役会の決議があったものとみなされるための同意の意思表示（会社法 370 条）を電磁的記録によりする具体的な方法として、電子メールを利用する場合には、電子メールが会社が支配・管理するハードディスク等に記録されることにより、これを電磁的記録と見ていることとなります。

### (2) 電子署名

会社法上の「署名又は記名押印に代わる措置」として求められる電子署名の概念についても、簡単に触れておきます。会社法施行規則において、この「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであることという要件及び②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることという要件のいずれにも該当するものをいうとされています（会社法施行規則 225 条 2 項）。いわゆる非対称暗号方式を用いたデジタル署名は、これに該当します。

会社法施行規則においては、電子署名について、電子署名及び認証業務に関する法律が定める認定認証事業者（同法 8 条、4 条 1 項）の認証（同法 2 条 3 項）を受けることは求められていません。ただし、後記「2. 登記手続」に記載しているように登記手続を全てオンラインでする場合等において、登記の申請に際して電磁的記録をもって作成した取締役会の議事録を添付情報として提出するときは、商業登記電子証明書<sup>6</sup>、公的個人認証サービス電子証明書<sup>7</sup>又は法務大臣が定める特定認証業務電子証明書が必要となるなど、登記手続の観点から、別途の考慮・対応が必要となり得ることに留意が必要です。

## 2. 登記手続

取締役会で決議された事項が登記すべき事項に係るものである場合には、登記手続についても併せて対応する必要があります。

登記の申請については、登記・供託オンライン申請システム<sup>8</sup>を利用して、全てオンラインですることが出来ます。その具体的な手順等については、法務省のウェブページ<sup>9</sup>で案内がされています。

<sup>5</sup> ただし、代表取締役の就任による変更の登記の申請に際して取締役会の議事録を添付する場合には、取締役会の開催を省略した場合であっても、取締役会の議事録に取締役の記名押印等が必要となることがあるなど（商業登記規則 61 条 6 項）、登記が必要な場合には、別途の考慮・対応が必要となり得ることに留意が必要です。

<sup>6</sup> 商業登記規則 33 条の 8 第 2 項に規定する電子証明書をいいます。

<sup>7</sup> 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 3 条 1 項の規定により作成された署名用電子証明書をいいます。

<sup>8</sup> <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

<sup>9</sup> 「商業・法人登記のオンライン申請について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html#34>)

もっとも、取締役会の議事録等、登記申請に際して添付することが求められる情報についてもオンラインで提出する場合には、必要な条件を満たした電子署名を取得することなどが負担となることもあります。そこで、登記の申請情報のみをオンライン申請により提出し、添付書面は書面で提出するということができます<sup>10</sup>。

さらに、登記・供託オンライン申請システムにより登記すべき事項を提出する方式（オンライン提出方式）を利用することもできます<sup>11</sup>。この方式は、登記事項をあらかじめ登記・供託オンライン申請システムを利用して送信し、提出しておくというものですが、登記の申請をオンラインでするものではありません。したがって、登記事項の提出とは別に、書面によって登記の申請をすることが必要となりますが、オンラインで受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができるなどの利点があります。

### 3. 取締役会議事録等の備置き・閲覧謄写請求

#### (1) 備置き

会社法上、取締役会の日から10年間、取締役会の議事録及び（いわゆるみなし決議の方法による場合には）各取締役の同意の意思表示を記録した書面又は電磁的記録を本店に備置しなければならないとされています（同法371条1項）。これらが書面で作成されている場合には、各書面の原本を本店に備置するのが原則です。もっとも、いわゆるe-文書法<sup>12</sup>3条1項は一定の書面について主務省令で定められているところにより、書面で作成した書類を書面での保存に代えて電磁的記録で保存することを認めており、これを受けて、会社法施行規則232条13号は書面で作成された取締役会の議事録等を電磁的記録で保存<sup>13</sup>することができるとしています。したがって、書面で作成した取締役会の議事録に取締役が署名又は記名押印した上で、スキャナ等でその書面を読み込んだ画像情報を電磁的記録にして備置することも可能です。

取締役会の議事録等を電磁的記録で備置する方法としては、①会社が本店で使用するパソコン等に電子ファイルを保存する方法（会社本店に設置されたパソコンや自社のサーバー内にPDF等の電子ファイルで保管する場合のほか、クラウドサービスを利用している場合も含まれると考えられます。）や②磁気ディスク、ICカード、CD-ROM、DVD-ROM等の外部記録装置に保存した上で、その外部記録装置を本店に備置しておく方法等が考えられます。

在宅勤務体制下では、取締役会の議事録の原本を会社本店に備置する目的で会社担当者が本店に本社することを避けるために、これまで書面での備置を行っていた会社も電磁的記録の備置に切り替えることが考えられます。

#### (2) 閲覧謄写請求

会社の株主や債権者は、一定の必要があるときは、取締役会の議事録等の閲覧及び謄写を請求することができる（但し、監査役設置会社等の株主がこの請求を行う場合又は債権者がこの請求を行う場合には裁判所の許可が必要とされています。）（会社法371条2項ないし4項）。

取締役会の議事録等が書面で備置されている場合には、会社本店に備置されている原本を閲覧・謄写させ、また、取締役会の議事録等が電磁的記録で備置されている場合には、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示したもの（会社法施行規則226条19号、235条）を閲覧・謄写させることとなります。したがって、取締役会の議事録等が書面で備置されている場合はもちろん、電磁的記録で備置されている場合も、会社本店の担当者が電磁的記録を書面により打ち出した上で閲覧・謄写させる、あるいは、会社本店に設置されたパソコン等のモニターに表示させるなどの対応が必要となるため、物理的に本店に対応できる担当者が存在しない場合には、閲覧・謄写に対応することができないことも想定されます。

閲覧・謄写請求は会社の営業時間内のみでできるものであるため、在宅勤務体制下で会社本店に誰も出社していない場合にはそもそも営業時間ではないという解釈もあり得ますが、在宅勤務体制の長期化に伴い、株主が閲覧・

<sup>10</sup> [https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/faq/faq\\_110.html#FQ201101110058](https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/faq/faq_110.html#FQ201101110058)（Q オンラインによる申請の場合でも書面による添付書類の提出はできますか。（例：不動産登記の場合、商業・法人登記でオンライン申請により申請データだけ送信しておき、書面の委任状を議事録等と一緒に窓口へ提出する場合））参照

<sup>11</sup> 詳細は、法務省のウェブページ「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)）参照。

<sup>12</sup> 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）

<sup>13</sup> ここでいう「保存」の概念には、備置（備え置き）が含まれています（会社法施行規則231条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律2条5号）

謄写請求をできない状況が続くのも望ましくないため、会社法が想定している閲覧・謄写の方法ではないものの、株主の承諾を得て、取締役会議事録等の写しを株主の住所に郵送する、あるいは、取締役会議事録等の電子データを株主の電子メールに送信するという対応を任意に行うことも検討に値するでしょう。

## 最後に

上記で解説した内容については特に近時法改正があったというわけではありませんが、在宅勤務体制へ移行するに際して、又は昨今の情勢を機に取締役会の運用を見直すに当たって、会社法等の規律の理解を整理しておくことが有益だと思われます。本稿がその際の参考になれば幸いです。

### [執筆者]



**西村 修一**（弁護士・パートナー）

shuichi\_nishimura@noandt.com

2005年長島・大野・常松法律事務所入所。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業(LL.M)。2011年～2012年 Herbert Smith LLP（ロンドン）、2012年 Herbert Smith LLP（東京）勤務。2012年～2013年住友商事株式会社勤務。2018年～青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師。M&A・組織再編、プライベートエクイティ・ベンチャーキャピタル等を中心に企業法務全般を取り扱う。第一東京弁護士会所属。



**青野 雅朗**（弁護士）

masaaki\_aono@noandt.com

2009年長島・大野・常松法律事務所入所。2015年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M)。2015年～2016年 Mayer Brown(シカゴ)勤務。2017年～2020年3月法務省民事局勤務（主に会社法、一般法人法、商業登記等を担当。令和元年会社法改正法立案担当）。M&A・組織再編、ジョイントベンチャー、コーポレートガバナンス等を中心に企業法務全般を取り扱う。第一東京弁護士会所属。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約500名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。